



2025年8月15日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJ S A T株式会社

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う 災害の被害を受けられた方々への視聴料等の免除について【第3報】

令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる70社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパーJ S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により、令和7年8月7日以降に災害救助法が適用された、石川県の1市、山口県の1市、熊本県の6市5町、鹿児島県の4市において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

【第1報】：<https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/PIXhVpek>

【第2報】：<https://www.skyperfectjsat.space/jp/news/20250812>

記

1. 免除対象地域 ※【第1-2報】記載分は除く

【熊本県】

上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上